

# 民法の成年年齢引下げに関する 消費者被害の防止・救済のための対応策の検討について

経緯

平成29年1月  
消費者委員会事務局

消費者庁長官から消費者委員会に対する意見聴取（平成28年9月）

平成28年9月に、消費者庁長官から消費者委員会宛てに、  
民法の成年年齢が引き下げられた場合、新たに成年となる者の消費者被害の防止・救済のための対応策について、意見の求めを受ける。

成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループの設置～消費者庁への回答

- ・消費者委員会に、成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループを設置（平成28年9月）
- ・平成28年9月以降、計14回の会議において、計31の、有識者・関係団体・関係機関・関係省庁等からヒアリングを実施した後、報告書を取りまとめ（平成29年1月）
- ・消費者委員会本会議で、報告書の内容を踏まえ、消費者庁長官宛てに回答（平成29年1月）

## < 主なヒアリング先 >

有識者等：大学教授・教諭等

関係団体：同志社生活協同組合、公社社団法人日本訪問販売協会、  
特定非営利活動法人日本エステティック機構、  
日本貸金業協会、一般社団法人全国消費者団体連絡会、  
一般社団法人日本経済団体連合会、日本司法書士会連合会、  
日本弁護士連合会

関係機関：国民生活センター、東京都消費生活センター、  
金融広報中央委員会事務局

関係省庁：消費者庁、経済産業省、金融庁、文部科学省、法務省

等

## < 成年年齢引下げ対応検討 WG構成員 >

(座長)	樋口	一清
(座長代理)	池本	誠司
	大森	節子
	河上	正二
	増田	悦子
(オブザーバー)	後藤	巻則

# 成年年齢引下げ対応検討WG報告書の概要

## はじめに

成年年齢を引き下げるとする民法改正を実施する場合

新たに成年となる18歳、19歳の消費者被害の防止・救済のためには、本報告書を踏まえた消費者教育などの充実や制度整備等の検討が必要。

新たに成年となる者に対し、十分な消費者教育がされるまでの準備期間を確保すべき。

消費者被害の防止・救済のための相談体制の強化、制度整備などの措置が実施されるために必要な期間を確保すべき。  
(制度整備については、国民的コンセンサスを得つつ検討が進められることを期待)

## 第1 現状と課題

### 1. 若者の実態と課題

- ・成熟した成人への移行プロセスの長期化・個別化・多様化・流動化。
- ・18歳を境目に生活環境が大きく変わる(進学・就職)。
- ・成熟した成人と比較して十分な知識・経験・判断能力が身に付いているとはいえない。

➡ 社会人としての出発点での回復不能なダメージから保護しつつ、段階的に経験を積んで成熟した成人へと成長できる社会環境を整備し、若者の成長を支える必要がある。

### 2. 若年者の消費者被害の動向

18歳・19歳と比べて20歳以降の相談件数が増加している。

#### 20～22歳で相談件数が増える商品・役務

男性：マルチ取引、フリーローン・サラ金など

女性：エステ、医療サービスなど

#### 契約購入金額の平均も20歳以降に増加

18歳 男性：約16万円、女性：約16万円

19歳 男性：約21万円、女性：約17万円

20～22歳 男性：約39万円、女性：約27万円

### 3. 若年者保護のための具体的措置に関する制度の現状

- ・民法(第5条第2項：未成年者取消権)
- ・特定商取引法(第7条第4号、同施行規則第7条第2号：老人その他の者の判断力の不足に乗じた契約の締結を指示対象行為)
- ・貸金業法(第13条第1項及び第3項：返済能力の調査、第13条の2：過剰貸付け等の禁止)
- ・割賦販売法(第30条の2、第35条の3：年収等の確認による支払可能見込額の調査)

### 4. 消費者教育における現状と課題

- ・小中高等学校：家庭科・社会科(公民科)を中心に実施。
- ➡ 授業時間が少ない、その効果が不明確、悪質商法・消費者保護制度の変化が早く教員の指導の負担大、適切な教材に関する情報提供も十分ではない等の指摘。
- ・大学：新入生ガイダンスでの啓発や授業科目の開設等を実施。
- ➡ 対応にバラつきが大きく、全体的に取組は十分ではない。大学の教員養成課程で、「消費者教育」を確実に修得しているとは言い難く、教員免許更新講習で消費者教育を取り扱うものはごく僅かな状況。

### 5. 本報告書が対象とする若者の範囲

消費者被害の防止・救済のための対応策については、

- ・年齢のみによって画一的に処理するのではなく、個人の知識・経験・判断力等に応じた対応をしつつ、若者が成熟した成人として社会に参画できるための支援の必要性を確認。
- ・現在の大学進学率は5割に達し、専門学校等への進学者を加えると7割以上が18歳を超えても学業を継続している状況。
- ➡ 18歳から22歳を念頭に「若年成人」とし、社会全体で「若年成人」が成熟した成人になることができるよう支援が必要

(なお、具体的な制度整備や消費者教育などの実施にあたっては、その実態に応じて対象とする「若年成人」の年齢、属性を検討し、各々に即して対応)

➡ このような状況を踏まえて、「若年成人」の消費者被害の防止・救済の観点から望ましい対応策を検討

## 第2 望ましい対応策

### 1 . 制度整備

#### 消費者契約法 (具体的には消費者契約法専門調査会で検討)

##### ・若年成人に対する配慮に努める義務:

事業者は、消費者契約を締結するに際しては、消費者の年齢、消費生活に関する知識及び経験並びに消費生活における能力に応じて、適切な形で情報を提供するとともに、当該消費者の需要及び資力に適した商品及び役務の提供について、必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

##### ・不当勧誘に対する取消権:

事業者が若年成人の知識、経験不足等の合理的な判断をすることができない事情に乗じることにより締結させた、当該若年成人にとって合理的・必要性を欠く消費者契約を取り消すことができる制度を検討すること。

(考慮する要素として、若年成人の知識・経験・消費生活における能力の不十分性、事業者がを利用したこと、消費者契約の目的が当該若年成人の需要及び資力との関係で合理性・必要性を欠くこと)

#### 特定商取引法

省令改正により若年成人に対する以下の行為を行政処分の対象として明確化

- ・連鎖販売取引において若年成人の判断力の不足に乗じて契約を締結させる行為(特定商取引法施行規則第31条第6号関係)
- ・訪問販売において若年成人の知識・判断力等の不足に乗じて契約を締結させる行為(同第7条第2号関係)

### 2 . 処分等の執行の強化

#### 特定商取引法に違反した事業者に対する処分等の積極的な執行

- ・支払手段となる信用供与契約について虚偽記載を唆す行為
- ・若年成人の知識・判断力等の不足に乗じて契約させる事案
- ・若年成人に被害の多い商品等

### 3 . 消費者教育の充実

- ・小中高等学校:  
消費者教育の機会充実・推進のための人材開発(研修等)、アクティブ・ラーニングの視点からの学習・指導手法の高度化や実効性確保・教材の開発、児童養護施設等での消費者教育支援に関するプログラムの検討等
- ・大学・専門学校等:  
人材開発(教員養成課程における消費者教育の重要性を認識させる働きかけ)、自治体と大学等の消費者被害防止のための連携枠組み強化、学生相談室等を通じた消費者教育・啓発強化(大学)、消費者啓発・教育の取組についての実態把握(専門学校)等
- ・法教育・金融経済教育:関係省庁・機関との連携を通じた取組の強化

### 4 . 若年成人に向けた消費者被害対応の充実

- ・相談体制の強化・拡充(消費生活センターの周知、相談窓口の拡充等、若者支援機関(地域若者サポートステーション等)との連携)
- ・大学・専門学校等の有する情報の充実及び活用(被害事例に関する消費生活センターや大学・専門学校等間の情報交換等)

### 5 . 事業者の自主的取組の促進

- ・未成年者及び若年成人に配慮した自主行動基準の堅持・強化
- ・若年成人への配慮に着目した「消費者志向経営」の促進
- ・若年成人に対する健全な与信のための取組

### 6 . その他

- ・消費者被害防止のための啓発活動を実施する若者団体の活動支援
- ・成年年齢引下げに伴う、若年消費者被害防止の社会的周知のための国民キャンペーンの実施